

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定に向けた検討会開催要綱

(目的)

第1 本県における自転車の安全で適正な利用の促進を目的とする、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定に向けた検討を行うに当たり、必要な事項について広く有識者等から意見聴取を行うため、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定に向けた検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(構成)

第2 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第3 検討会に座長を置く。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

(会議)

第4 検討会は、県民生活部くらし安全安心課長が招集する。

2 県民生活部くらし安全安心課長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5 検討会の庶務は、県民生活部くらし安全安心課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。